

## 厚木市教育大綱に関する意見交換会について

政策等の議題(テーマ) の名称及び検討事項		厚木市教育大綱に関する意見交換会	
開催日時		令和2年9月29日(火) 午後7時から午後8時まで	
開催場所		厚木市役所本庁舎 4階 大会議室	
出席者数		8人	
担当課	企画政策課	結果公開日	令和2年10月9日
会議の経過		1 開会 2 部長あいさつ 3 厚木市教育大綱の概要説明 4 意見交換 5 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方	
1	厚木市教育大綱の主体は誰か。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、策定主体は市長となります。 なお、大綱の策定にあたっては、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議します。	
2	国が示す学校のICT環境の整備として、厚木市においてもGIGAスクール構想 <sup>※1</sup> の実現に向けた取組が進んでいくと思うが、この取組は教育大綱(案)のどこに示されているか。  <small>※1義務教育を受ける児童生徒のために、一人一台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備する計画。一人一人の個性に合わせた教育の実現や教員の働き方改革を目的とする。</small>	今回の教育大綱(案)の基本目標「支える」の「快適な学習環境を整えていくこと」、基本方針2の「先進的な教育の実践」、さらに基本方針3の「未来の担い手となるため確かな学力を育む」という点で、学習用端末の整備やICT <sup>※2</sup> の活用など、Society 5.0 <sup>※3</sup> という新たな時代を担う人材の教育に関する目標・方針を定めており、御質問のありましたGIGAスクール構想の実現に向けた取組につきましては、これらの方針等に含まれているものと考えております。 なお、教育大綱については、詳細な施策について定めるものではなく、目標や施策の根本となる方針を定めるものとなります。つきまし	

		<p>ては、市民の皆様にも、より理解を深めていただくことを目的に、別途冊子を作成し、解説を加えますので、分かりやすい表現となるよう検討してまいります。</p> <p>また、現在策定中の第2次厚木市教育振興基本計画においては、基本方針の達成に向けた施策の方向性を示してまいります。</p> <p>※2Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称で、多くの場合、ICTは「情報通信技術」と和訳される。  ※3サイバー空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会」。狩猟社会を「Society 1.0」、農耕社会を「2.0」、工業社会を「3.0」、情報社会を「4.0」と定義される。現在は情報社会(4.0)を迎えており、「Society 5.0」は、その次の社会の在り方として提唱されている。</p>
3	児童・生徒1人1台の学習用端末を整備するにあたっては、学校内だけでなく自宅などでの活用も検討されたい。	<p>当面は学校内での運用を予定していますが、将来的には自宅での学習にも対応が必要と考えています。各家庭におけるWi-Fi環境の普及状況など、課題を整理し検討していきます。</p>
4	基本方針1に示されている「多様化する子育てニーズ」とは具体的に何を指すか。	<p>核家族化の進展、働く人の意識の変化、就業形態の多様化など、子どもを取り巻く家庭や社会環境が大きく変化する中、保育や幼児教育の充実など、子育て支援に対するニーズが高まっています。</p> <p>令和元年度の市民意識調査においては、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるための必要な施策として「延長保育、休日保育など保育サービスの充実」や「産前産後の育児や家事などの支援の充実」、「子育て相談体制の充実」などの回答が高い割合を占めています。</p>
5	基本方針2の、「先進的な教育の実践」とは、具体的に何を指すか。	<p>先進的な教育とは、Society 5.0という新たな時代のもと、AI<sup>※4</sup>やビッグデータ<sup>※5</sup>、グローバル化に対応した教育などを想定しています。</p> <p>現在取り組んでいる先進的な取組の一つとして、本市ではオリンピックを契機として、ホストタウンであるニュージーランドとの交流事業があり、両国の学校同士のオンライン交流や互</p>

		<p>いに留学を受け入れるなど、子どもたちのグローバル化に向けた取組を推進しています。</p> <p>※4人工知能。学習・推論・認識・判断などの人間の知能の働きを持たせたコンピューターシステム。  ※5インターネットの普及や、コンピューターの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータのこと。分析することにより、事業や社会的・環境的な課題の解決に役立てることができる。</p>
6	<p>最近、自殺や人命が軽視される事件などに関する報道が多い。学校教育の現場においても、人権の尊重や命の尊さについての教育に重きを置くべきと考えるが市の考えは。</p>	<p>基本方針6では、平和や命の尊さ、人権や多様性の大切さを学ぶことを位置づけており、現在も平成30年8月の沖縄県糸満市との友好都市の締結をきっかけとした、国際平和や命の大切さ学ぶ交流等に取り組んでおり、今後も続けていこうと考えています。また、あらゆる立場の人がお互いにかげがえのない人として尊重され、それぞれが持つ多様性を認め合えるよう、人権の大切さを学ぶ教育を一層推進していきます。</p>
7	<p>教職員の時間外労働が多く、肉体的、精神的な負担が多くかかっていると聞く。原因を検証するとともに、働き方改革を進めるべき。</p>	<p>基本方針4では、子どもたちの学びを確かなものにしていくため、教職員が時間と心のゆとりを持ち、子どもたちと向き合える環境を整えていくことを位置づけており、部活動指導員の配置など教職員の働き方改革に向けた取組を推進していきます。</p>
8	<p>この教育大綱(案)は具体性がないと思う。後で評価できる指標が必要ではないか。</p>	<p>教育大綱については、詳細な施策について定めるものではなく、目標や施策の根本となる方針を定めるものとなります。なお、市民の皆様により理解を深めていただくことを目的に、別途冊子を作成し、解説を加えますので、分かりやすい表現となるよう検討してまいります。</p> <p>また、現在策定中の第2次厚木市教育振興基本計画においては、基本方針の達成に向けた施策の方向性を示していきます。</p>
9	<p>社会の現状や将来の変化を踏まえている点は、教育大綱(案)のどこに示されているか。</p>	<p>これからの社会は少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、地震や台風等の自然災害の激甚化、情報通信技術の進展等による経済・産業構造の変化、市民ニーズの高度化・多様化、また、新しい生活様式への移行など、大きな変化が予想されています。</p> <p>こうした変化を踏まえ、教育大綱(案)の策</p>

		<p>定にあたっては、子育て支援や学習環境の整備、文化芸術の振興、安心・安全な学校づくりなど、教育施策全般の目標や根本となる方針を基本理念、基本目標、基本方針に定めています。</p> <p>社会変化を踏まえていることが御理解いただけるよう別途解説冊子を作成してまいります。</p>
10	<p>社会人になってからの学び直しなど、リカレント教育<sup>※6</sup>にも対応する必要があると思うが、こうした点は教育大綱(案)のどこに示されているか。</p> <p>※6※職業上必要な知識・技術の修得または心の豊かさや生きがいを目的に、学校または学校以外で学び直すこと。</p>	<p>基本方針9では、人生100年時代<sup>※7</sup>の到来を見据え、誰もが生涯にわたり、自分のスタイルに合わせて、学びたいときに学びたいことが学べる環境づくりの推進を位置づけています。</p> <p>「知の拠点」となる図書館や博物館、生涯学習講座などを充実させ生涯にわたる学びを支えていきます。</p> <p>※7 100歳まで生きることが当たり前となる時代。世界で長寿化が急激に進むことにより、人々の生き方や働き方に変化が求められるようになると予想されている。</p>
11	<p>支援が必要な子どもや社会的弱者に対する配慮については、教育大綱(案)のどこに示されているか。</p>	<p>誰もが社会の一員として認められる共生社会の実現に向けて、多様性の尊重はこれからの教育を支える重要なテーマの一つです。</p> <p>今回の教育大綱(案)における基本目標「支える」では、誰一人取り残さずに安心・安全で快適に学習できる環境づくりを進めることを定めています。同じく基本目標「共生」では、一人一人が互いの存在を尊重し多様性を認めながら共に生きていく、仲間づくりの力の育成を位置づけています。</p> <p>また、基本方針3では、一人一人が「確かな学力」を身に付けるため、個別最適化された学びの実現、さらに、基本方針6では誰もが安心して教育を受けることができるよう、相談体制の充実やインクルーシブ教育<sup>※8</sup>の推進など心身両面への支援を充実し、それぞれの可能性や個性を伸ばす教育を推進します。</p> <p>※8共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが同じ場で共に学び、共に育つための教育。</p>



基本理念

厚木市教育大綱（素案）

# 未来を担う人づくり

基本目標

## 1マスを詰める つなぐ

■人と人とのつながりを深める教育と、地域で育まれてきた文化・伝統や豊かな自然を未来へつなぐ教育の実現

## 3つの「約束」

### 伸ばす

■一人一人が伸び伸びと自分らしく輝けるよう、個性や特長を伸ばす教育の実現

入替え

### 支える

■健やかな成長を支える安心・安全で快適な環境を整備し、誰一人取り残さない教育の実現

### 差替え

## 3つの「力」の育成 ~~の育成~~ 削除

### 挑戦

■自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力の育成

### 共生

■自他の命や豊かな感性、多様性を大切にしながら共に生きていく力の育成

### 創造

■変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力の育成

基本方針

- 1 多様化する子育てニーズに対応した支援を充実させ、笑顔で子育てできる環境をつくります。
- 2 先進的な教育を実践し、社会の変化に柔軟に対応できる力を育み、いつでもチャレンジできる環境をつくります。
- 3 未来の担い手となるために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力を培います。
- 4 教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、教職員が自信とゆとりを持って子どもたちの指導に当たることができるよう支援します。
- 5 地域をつくる人々と共に安心・安全な環境づくりに取り組み、快適に学べる質の高い学習環境をつくらるとともに、事故や犯罪、災害などから子どもたちを守ります。
- 6 平和や命の尊さ、人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。
- 7 家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。
- 8 特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。
- 9 ふるさと厚木の自然や歴史、文化・芸術に触れて郷土愛や豊かな感性を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。
- 10 いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、スポーツ・レクリエーション活動の充実を通して活力ある地域づくりを推進します。

対象期間：令和3年度から令和8年度までの6年間

基本理念

厚木市教育大綱（案）

# 未来を担う人づくり

基本目標

## つなぐ

人と人とのつながりを深める教育と、地域で育まれてきた文化・伝統や豊かな自然を未来へつなぐ教育の実現

## 3つの「約束」

### 支える

安心・安全で快適な環境を整備し、一人一人の健やかな心身の成長を支える教育の実現

### 伸ばす

一人一人が伸び伸びと自分らしく輝けるよう、個性や特長を伸ばす教育の実現

## 3つの「力」

### 挑戦

自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力の育成

### 共生

自他の命や豊かな感性を大切に、多様性を認めながら共に生きていく力の育成

### 創造

変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力の育成

基本方針

- 1 多様化する子育てニーズに対応した支援を充実させ、笑顔で子育てできる環境をつくります。
- 2 先進的な教育を実践し、社会の変化に柔軟に対応できる力を育み、いつでもチャレンジできる環境をつくります。
- 3 未来の担い手となるために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力を培います。
- 4 教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、自信とゆとりを持って指導に当たることができるよう支援します。
- 5 地域をつくる人々と共に安心・安全な環境づくりに取り組み、快適に学べる質の高い学習環境を整えるとともに、事故や犯罪、災害などから子どもたちを守ります。
- 6 平和や命の尊さ、人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。
- 7 家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。
- 8 特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。
- 9 ふるさと厚木の自然や歴史、文化・芸術に触れて郷土愛や豊かな感性を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。
- 10 いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、充実したスポーツ・レクリエーション活動を通して活力ある地域づくりを推進します。

対象期間：令和3年度から令和8年度までの6年間

# 厚木市教育大綱 解説（案）

令和3年 月

# 1 厚木市教育大綱の位置付け

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「法」といいます。）」が施行され、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めるものとされました。

「厚木市教育大綱（以下「教育大綱」といいます。）」は、法の趣旨や目的を踏まえつつ、本市が目指す総合的なまちづくりの計画である「第 9 次厚木市総合計画」及び「厚木市教育振興基本計画」との整合を図りながら、これまで、平成 27 年 7 月及び平成 30 年 4 月を始期とする大綱をそれぞれ策定してまいりました。

令和 3 年度を始期とする教育大綱につきましては、これからの少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、地震や台風などの自然災害の激甚化、情報通信技術の進展による経済・産業構造の変化、市民ニーズの高度化・多様化、また、新たな感染症の脅威とそれを契機とした新しい生活様式への移行などの課題を的確に捉える必要があります。

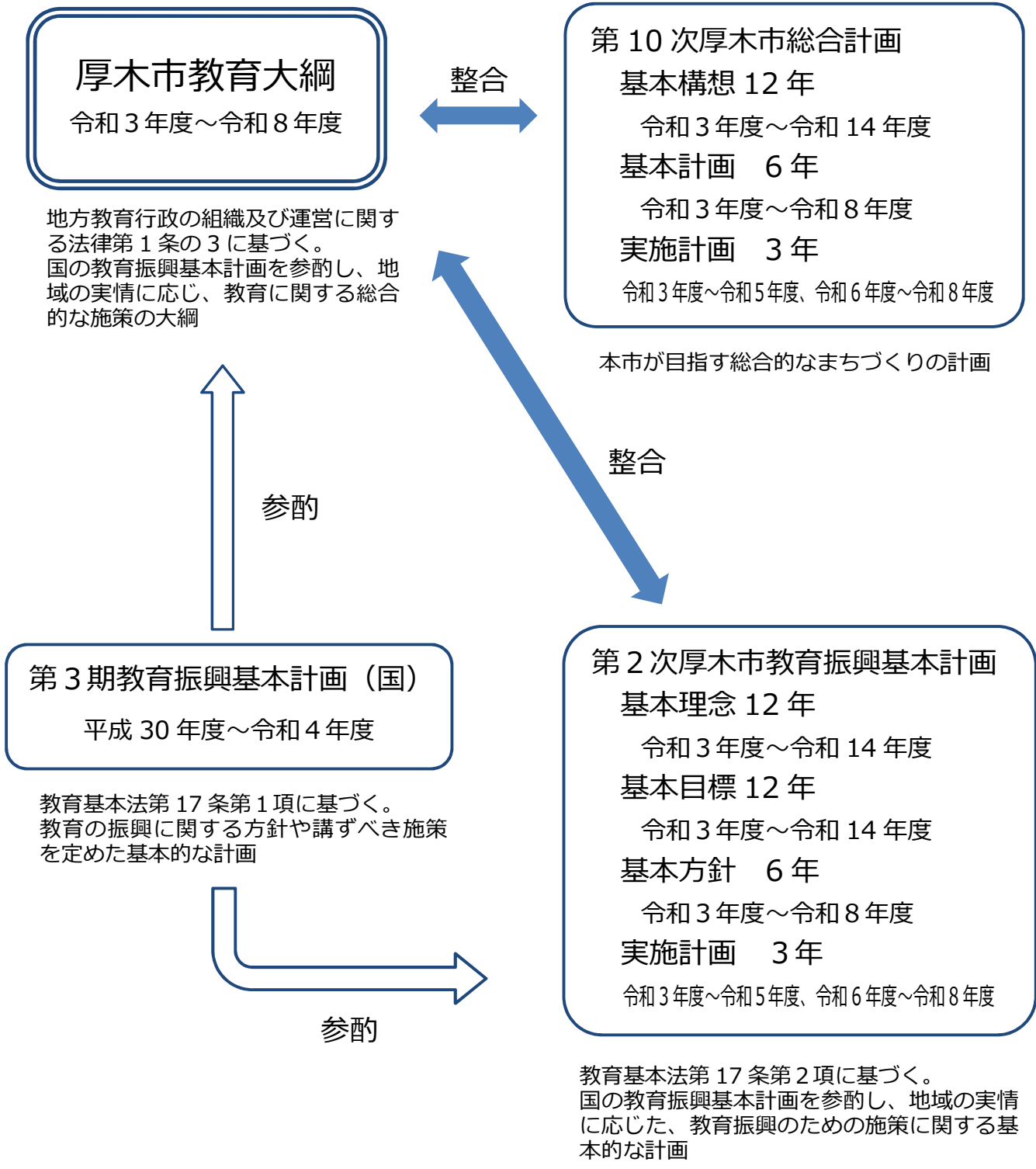
このような社会環境の変化を踏まえ、新たな教育大綱は、子育て支援や学習環境の整備、文化芸術の振興、安心・安全な学校づくりなど、市長と教育委員会相互の権限に関連する分野を含め、多岐にわたる教育施策全般について、本市の根本となる目標や方針を定めたものです。

また、教育大綱は、平成 27 年に国連サミットで採択された、令和 12 年を期限とする国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>※1</sup>」の考え方を取り入れて策定しています。

## 2 厚木市教育大綱の期間

「厚木市教育大綱」の期間は、「第 10 次厚木市総合計画」の基本計画や「第 2 次厚木市教育振興基本計画」の基本方針との整合を図るため、それぞれの計画期間に合わせ、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間とします。

<sup>※1</sup> Sustainable Development Goals の略。国連サミットで、誰一人取り残さない世界の実現を目指して採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における国際目標。持続可能でより良い世界を目指すための 17 の目標と 169 のターゲットからなる。





### 3 厚木市教育大綱

#### (1) 基本理念 未来を担う人づくり

「未来を担う人づくり」という理念は、社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創る、その担い手を育成することを目指し、基本理念に位置付けています。この理念は、「第2次厚木市教育振興基本計画」において、教育のあるべき姿として掲げているほか、「第10次厚木市総合計画」においては、「夢や希望を持ち、自己実現ができるまち」をまちづくりのビジョンの一つとして位置付け、未来を担う子どもたちが伸び伸びと健やかに育つことができる環境づくりや、誰もが自由に学び、自己実現ができるよう、生涯学習を推進していくことが定められています。

#### (2) 基本目標 三つの約束と三つの力

基本理念の実現に向けて、未来を担う人を育成するための三つの約束「つなぐ」、「支える」、「伸ばす」と三つの力「挑戦」、「共生」、「創造」を基本的な教育の目標として定めます。

#### 三つの約束

##### つなぐ

人と人とのつながりを深める教育と、地域で育まれてきた文化・伝統や豊かな自然を未来へつなぐ教育の実現

##### 支える

安心・安全で快適な環境を整備し、一人一人の健やかな心身の成長を支える教育の実現

## 伸ばす

一人一人が伸び伸びと自分らしく輝けるよう、個性や特長を伸ばす教育の実現

基本理念である「未来を担う人づくり」を進めていくためには、家庭や地域、学校、行政がそれぞれ協力しながら、市民協働の精神のもと、安心・安全な暮らしと子どもたちの健やかな心身の成長をしっかりと支えていく必要があります。

「つなぐ」は、教育を通して人々のつながりを深め、「ふるさと厚木」の財産である歴史や文化、伝統、豊かな自然を未来へつなぐことを表します。

「支える」は、誰一人取り残さずに安心して安全に学習できる快適な環境を整え、一人一人の成長を支えることを表します。

「伸ばす」は、誰もが自分らしく輝くことができるよう、個性や特長を伸ばしていくことを表します。

こうした教育の実現に向けて、「つなぐ」、「支える」、「伸ばす」を三つの「約束」として、基本目標に定めます。

## 三つの力

### 挑戦

自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力の育成

### 共生

自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力の育成

### 創造

変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力の育成

これからの予測困難な社会において、未来を担う人として身に付けてほしい力を、「挑戦」、「共生」、「創造」の三つの「力」として基本目標に定めます。

「挑戦」は、自分自身を磨いて生きる力<sup>※2</sup>を高め、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける自分づくりの力を表します。

「共生」は、自己肯定感<sup>※3</sup>や自己有用感<sup>※4</sup>を高め、自分らしく生きていくとともに、一人一人が互いの存在を尊重し、多様性を認め合う仲間づくりの力を表します。

「創造」は、社会や地域の在り方を考え、共に学び、学んだことをいかせる環境を整えるとともに、人々と力を合わせて新しいものを創り出す社会づくりの力を表します。

### (3)基本方針

基本方針とは、本市の教育のあるべき姿を示した基本理念の実現に向けて、各種施策を展開する方向性を示すものです。

「第2次厚木市教育振興基本計画」で定める八つの基本方針に、子育て施策の充実や安心・安全なまちづくりの推進、文化・芸術の振興などへの取組を合わせて、十の基本方針を定めます。

※2 文部科学省が提唱している学校教育で子どもたちに身に付けさせたい力の総称。変化の激しいこれからの社会を生きるために大切とされる、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の「知・徳・体」のバランスのとれた力のこと。

※3 自らの在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情。

※4 自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかを自分自身で認識できること。

## 基本方針 1

**多様化する子育てニーズに対応した支援を充実させ、笑顔で子育てできる環境をつくりまします。**

人口減少社会の到来や核家族化の進展、地域コミュニティの弱体化、働き方の選択肢が増えるなど、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、保育や幼児教育の充実、相談体制の強化など子育て支援に対するニーズが多様化しています。こうした状況を踏まえ、本市が目指す「子育て・教育環境日本一」に向けて、子育て家庭が子育ての誇りと喜びを実感できるよう、安心して笑顔で子育てができる環境を整備するとともに、地域全体で子育て家庭を支えるまちづくりを進めます。



## 基本方針 2

**先進的な教育を実践し、社会の変化に柔軟に対応できる力を育み、いつでもチャレンジできる環境をつくりまします。**

これからの超スマート社会 (Society5.0) ※<sup>5</sup> の実現に向けた人工知能 (A I) ※<sup>6</sup> やビッグデータ ※<sup>7</sup> の活用などの技術革新、情報通信技術 (I C T) ※<sup>8</sup> や交通手段の発達によるグローバル化のさらなる進展など、新たな時代の到来が予想されています。こうした社会の変化に柔軟に対応できる先進的な教育を実践し、身に付けた力をいかして、いつでもチャレンジできる環境づくりを進めます。



※<sup>5</sup> サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会」。狩猟社会を「Society1.0」、農耕社会を「2.0」、工業社会を「3.0」、情報社会を「4.0」と定義される。現在は情報社会(4.0)を迎えており、「Society 5.0」は、その次の社会の在り方として提唱されている。

※<sup>6</sup> 学習・推論・認識・判断などの人間の知能の働きを持たせたコンピューターシステム。

※<sup>7</sup> インターネットの普及や、コンピューターの処理速度の向上などに伴い生成される大容量のデジタルデータのこと。分析することにより、事業や社会的・環境的な課題の解決に役立てることができる。

※<sup>8</sup> Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

### 基本方針 3

**未来の担い手となるために「確かな学力」※<sup>9</sup>、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力を培います。**

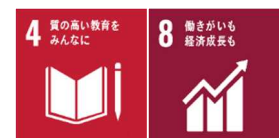
変化が著しい社会においては、新しい課題に柔軟に対応していく力が求められます。変化を前向きに受け止め、心豊かにたくましく生きる人材を育成するため、GIGAスクール構想※<sup>10</sup>の実現に向けた取組や持続可能な社会づくりの担い手を育てる教育など、新しい時代に向けた教育を取り入れていくほか、一人一人の状況に応じた教育を推進し、幅広い知識・教養と真理を求める態度、豊かな情操と道徳心、健やかな身体をバランス良く育成します。



### 基本方針 4

**教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、自信とゆとりを持って指導に当たることができるよう支援します。**

「教育は人なり」という言葉で表されるように、より良い教育のためには、教職員一人一人が資質・能力や指導力を向上させるとともに、教育の場でいきいきできる環境づくりが欠かせません。子どもたちの学びを確かなものにし、生きる力※<sup>11</sup>を最大限に伸ばしていくため、教職員に対する質の高い研修講座や業務の負担軽減に向けた支援員の配置などを充実させ、教職員が子どもたちと十分に向き合える環境を整えます。



※<sup>9</sup> 知識や技能に加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、より良く問題解決する資質・能力などまで含めた力。

※<sup>10</sup> 1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、個別最適化された学びを推進するとともに、学校の臨時休業などの緊急時においても、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を実現する文部科学省の構想。

※<sup>11</sup> 5 ページ ※2 参照

## 基本方針 5

**地域をつくる人々と共に安心・安全な環境づくりに取り組み、快適に学べる質の高い学習環境を整えるとともに、事故や犯罪、災害などから子どもたちを守ります。**

子どもたちの充実した学校生活を支えるのは、安全で快適な教育環境です。家庭、地域、学校が協力し合い、子どもたちの安心・安全の確立に向けた体制づくりを推進します。また、児童・生徒数の変化に応じた学校規模の適正化を推進するほか、学校施設の安全性・快適性を確保するため、計画的な改修や再整備を実施します。さらに、子どもたちを事故や犯罪、災害から守るため、インターナショナルセーフスクール<sup>※12</sup>の取組や通学路の安全確保、土砂・浸水災害対策などハード・ソフト両面から安心・安全な環境づくりを進めます。



## 基本方針 6

**平和や命の尊さ、人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。**

平和や命の尊さ、人権や多様性の大切さを学び、年齢、性別、国籍、経済事情、障がいの有無などにかかわらず、あらゆる立場の人がお互いにかげがえのない人として尊重され、誰もが安心して参加できる教育の場づくりを進めます。また、国内外の友好都市などとの交流や多文化共生社会<sup>※13</sup>を推進していくほか、不安や悩みを相談できる体制やインクルーシブ教育<sup>※14</sup>の推進など、心身両面への支援を充実させ、子どもたちの自信や学ぶ意欲を育みます。



※12 けがやその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進める活動であり、こうした安全な教育環境の整備に取り組んでいる学校に対して、国際セーフコミュニティ認証センターが与える国際認証。

※13 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きる社会。

※14 共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが同じ場で共に学び、共に育つための教育。



## 基本方針 7

**家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。**

家庭、地域、学校が連携・協働して教育活動の充実、教育課題の解決、地域の教育力向上などに取り組み、大学・企業を含めた地域の人材と特色をいかしたコミュニティ・スクール<sup>※15</sup>を推進します。また、子どもたちの基本的な生活習慣や思いやりの心、社会性などを家庭で安心して育むことができるよう、教育の出発点である家庭教育を地域ぐるみで支援します。



## 基本方針 8

**特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。**

社会教育を進めていく上で大切な共に学び合うことを通して、地域課題への取組や新しい魅力の発見、地域を支える担い手の育成など、住民同士が交流し力を合わせて主体的に地域づくりに取り組むことが重要です。地域の特色や人材をいかした多彩で魅力的な活動を展開し、人々が集い、学び、つながることができるよう、地域コミュニティの拠点である公民館の機能を充実します。



※15 学校運営協議会制度を導入した学校。保護者や地域住民などが一定の権限と責任をもって学校運営に参加することにより、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組み。

## 基本方針 9

**ふるさと厚木の自然や歴史、文化・芸術に触れて郷土愛や豊かな感性を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。**

人生 100 年時代<sup>※16</sup>の到来を見据え、誰もが生涯にわたり自分のスタイルに合わせて、学びたいときに学びたいことが学べるよう、学習の場、交流の場づくりを推進していきます。また、自然や歴史、文化・芸術に親しむ機会を創出し、郷土への想いや豊かな感性を育むことで、厚木の宝を未来につなげていきます。



## 基本方針 10

**いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、充実したスポーツ・レクリエーション活動を通して活力ある地域づくりを推進します。**

スポーツやレクリエーション活動は、個人の充実感や健康増進、体力向上はもちろん、人との交流の輪を広げ、仲間づくりを通して地域の絆<sup>きずな</sup>をつくります。気軽に利用できるスポーツ空間や安心・安全な施設整備、指導者などの人材育成に力を入れ、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたって、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる環境づくりを推進し、活力ある地域づくりにつなげていきます。



※16 100 歳まで生きることが当たり前となる時代。世界で長寿化が急激に進むことにより、人々の生き方や働き方に変化が求められるようになると予想されている。

## (4) 基本方針と持続可能な開発目標(SDGs)<sup>※17</sup>の関連

全ての基本方針にSDGsの「目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」の考え方を取り入れています。

また、各基本方針に特に関連する目標があります。



### 《持続可能な開発目標》

- 目標 1 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
- 目標 9 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10 国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※17 1 ページ ※1 参照

## 厚木市教育大綱（案）に対するパブリックコメント手続実施要領

## 1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定する厚木市教育大綱（案）について、市民の意見等を反映させるため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

## 2 パブリックコメント手続の対象

厚木市教育大綱（案）

## 3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（12月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（12月1日から）

## 4 窓口での資料の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で12月1日から1月4日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所本庁舎4階企画政策課
- (2) 市役所第2庁舎5階教育総務課
- (3) 市役所本庁舎1階市政情報コーナー
- (4) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (5) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (6) 保健福祉センター
- (7) 中央図書館
- (8) あつぎ市民交流プラザ窓口（アミューあつぎ6階）
- (9) 市ホームページ

## 5 意見等提出期間

令和2年12月1日（火）から令和3年1月4日（月）まで

※ 郵送の場合は、末日の消印有効とします。

## 6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方

- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

## 7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

### (1) 持参する場合

ア 市役所本庁舎4階企画政策課又は第2庁舎5階教育総務課の窓口へ直接提出

イ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎1階市政情報コーナー
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター
- (オ) 中央図書館
- (カ) あつぎ市民交流プラザ窓口（アミューあつぎ6階）

### (2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511 厚木市政策部企画政策課宛て

### (3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 (046)225-3732

### (4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 1100@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名

「厚木市教育大綱（案）パブリックコメント意見」

## 8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市教育大綱の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、次の場所等で公表します。

- ア 市役所本庁舎4階企画政策課
- イ 市役所第2庁舎5階教育総務課
- ウ 市役所本庁舎1階市政情報コーナー
- エ 市ホームページ

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。